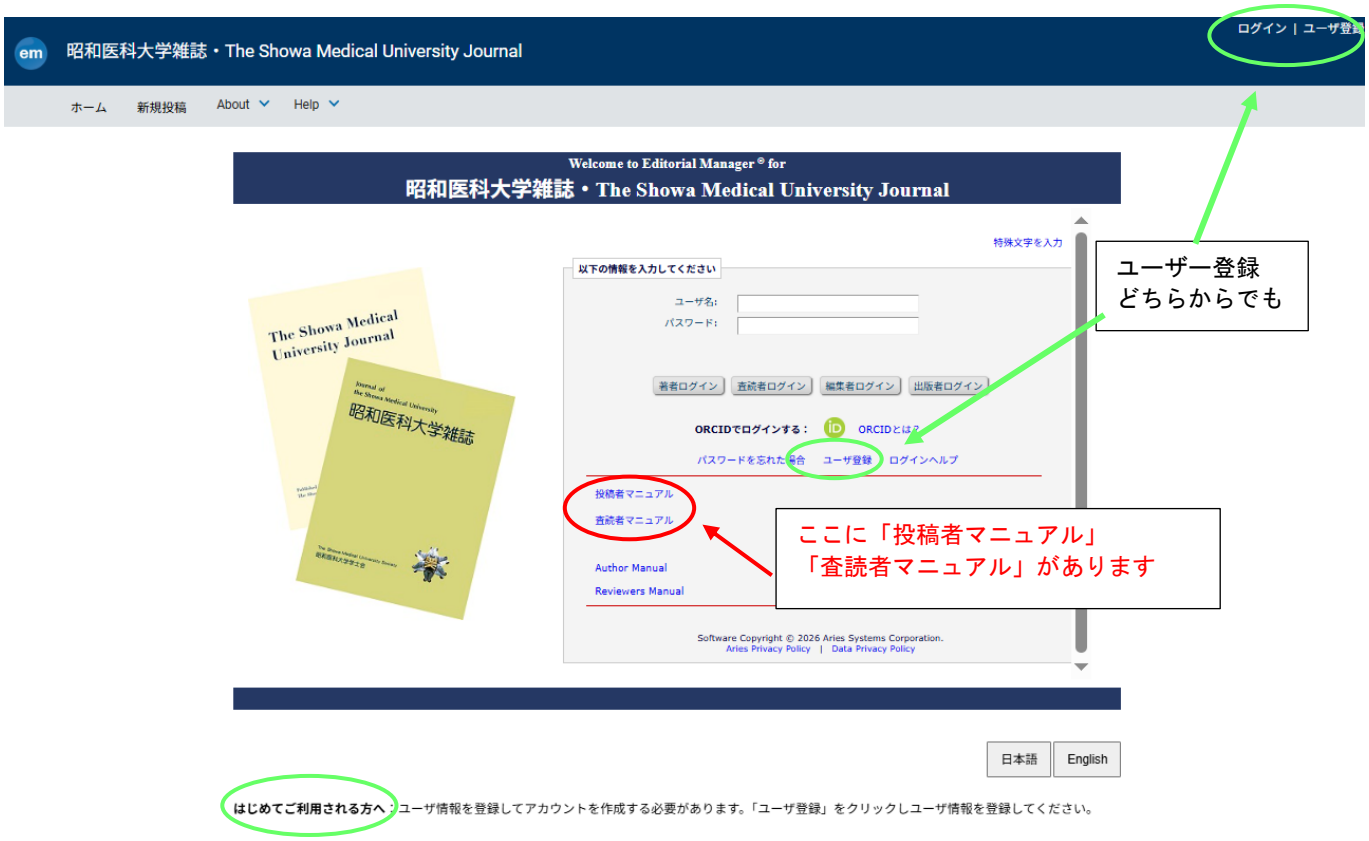
投稿準備について

和文誌と英文誌、同一のシステムを使用します。

・ホームページ上青枠内の白文字 URL 部分を
　クリックしますとシステムが開きます。

投稿サイト：https://www.editorialmanager.com/SUJ/

・投稿前に【ユーザー登録】を行っていただきます。
・論文本文・図表・文献原稿、英文校閲証明書の各データをご準備ください。
・システムから共著者に確認メールを配信するために、著者全員のメールアドレスが必要になります。
　共著者には配信されたメールに返答するようにお伝えください。共著者確認となり、COI の申告・著作権に関して等の登録を行っていただきます。全員完了されませんと査読後に【受理】されません。
・システムからのメール件名は、誌名または【SUJ】から始まります。
　発信アドレスは【昭和医科大学学士会 <em@editorialmanager.com>】から届きます。



投稿時に準備しておく情報

1. 筆頭著者名・所属・メールアドレス、2. 共著者名・所属・メールアドレス、
3. 題目（論文タイトル）、4. ランニングタイトル（題目の短縮形）、5. 分類（論文種別）、
6. 投稿目的、7. 倫理審査について、8. キーワード、9. 利益相反について、10. 指導教員による確認の有無、
11. 希望査読者名（医学部は必須）、12. 別刷希望数、13. 英文校閲証明書など

＊迅速審査を希望の場合は学士会 HP より「迅速審査　申込書・誓約書」をダウンロードし、必要事項を記載して準備をしてください（指導教員の自署が必要）

（確認　掲載料：和文誌・発刊 1 頁 1 万円、英文誌・発刊 1 頁 7 千円、別刷費・税別になります）

＊「著者情報」画面で、連絡責任著者を投稿者と別の方に変更しますと、その後投稿者はアクセスできなくなります。

“連絡責任著者”は、投稿論文に関する連絡全てを担当し、問合せ・修正等への対応または手配ができる方としてください。受付完了メールの到着を確認してください。

＊査読後修正の際、修正期限日から 6 カ月間連絡がない論文は不採択の対象になりますので、ご注意ください。修正期限延長を要する場合は、必ずお申し出ください。

倫理的配慮・倫理審査について

◆論文投稿時、システムに追加投稿情報をご入力いただきます。その中に「3.倫理審査について」の設問があり、「倫理審査の必要について」の問い合わせをいただくことがあります。

昭和医科大学雑誌投稿規定　7.倫理的配慮 に「ヒトを対象とした臨床研究は所属施設の倫理委員会（もしくはそれに準ずるもの）承認を得てから行う.」とあり、研究の内容によって、倫理委員会の承認が必要になります。

原著では、その研究が「生命・医学系指針」が適用される場合は倫理審査が必要です。また、**「症例報告」は、倫理審査は必ずしも義務付けられていません**が，症例報告の内容が「生命・医学系指針」の適用にあたる場合は倫理審査が必要になる場合があり、具体的には以下の１）～４）に該当します。

１）研究的侵襲が発生
２）研究目的の採血・検査・撮影が行われる
３）個人が同定される可能性が高い（希少疾患の患者や報道等で病院、個人名の予測がつくなど）
４）ヒトゲノム・遺伝子解析が含まれている報告

☆不明な点は学士会編集部にお問い合わせください

昭和医科大学における、倫理委員会の新規審査については下記の URL をご参照ください。

https://www.showa-u.ac.jp/research/ethics_committee/

昭和医科大学ホームページ＞研究＞倫理委員会

生命・医学系指針について

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」のこと。

2021.3.23 公示、2021.6.30 施行（文部科学省と厚生労働省及び経済産業省の三省）

生命・医学系指針の制定により、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」と「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関わる倫理指針」は 2021.6.30 廃止となった。旧指針の廃止前に既に旧指針の規定により実施されている研究については、引き続き、旧指針の規定によって研究を実施することが可能。

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス
https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf

オーサーシップ（著者資格）について

－医学雑誌編集者国際委員会－【ICMJE】
International Committee of Medical Journal Editors
Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals
(Updated January 2026) 【参照： https://www.icmje.org/recommendations/】
日本医学会　医学雑誌編集ガイドライン 2022
【引用元】https://jams.med.or.jp/guideline/jamje_2022.pdf

【著者資格】

1. 研究の構想またはデザイン、あるいは研究データの取得、解析、または解釈に実質的に貢献した。さらに
2. 論文を起草したか、または重要な知的内容について批評的な推敲を行った。さらに
3. 出版原稿の最終承認を行った。さらに
4. 研究のあらゆる部分について、その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意した。

著者として名を挙げられた者は、全員が著者資格の 4 基準すべてを満たす必要があり、4 基準を満たす者は全員著者と認める必要がある。
4 基準のうち一部を満たしていない研究貢献者［contributor］は、「謝辞」の対象とすべきである。
（参照：医学雑誌編集ガイドライン 2022. 12 頁）

【著者資格を満たさない貢献者】

オーサーシップの 4 つの基準のすべてを満たさない貢献者は、著者としてではなく、貢献者として(non-author contributors)、謝辞に記載する。

謝辞に記載する際は、個別に、あるいは、「臨床調査者(Clinical Investigators)」、「参加調査者(Participating Investigators)」の見出しのもとに記載し、貢献内容に関して、“served as scientific advisors”、“collected data”、“participated in writing or technical editing of the manuscript”のように明記する。　（引用：医学雑誌編集ガイドライン 2022. 13 頁）

【著者の貢献(寄与)の記載】

ICMJE Recommendations (December 2021)では、論文執筆における各著者の貢献を示す分類には触れていない。**著者の貢献を具体的に示す方法**として、CRediT (Contributor Roles Taxonomy) と呼ばれる研究における**役割の 14 種類の分類**が考案されている。CRediT は、2012 年に開催された Harvard 大学と Wellcome Trust による共同ワークショップにて考案され、その後、ICMJE のメンバー、研究者、出版者を含むグループにて内容が決められ、2014 年から広く使用されるようになった。

CRediT で定められている 14 の分類は以下のとおりで、この分類に従って各著者の貢献を記載している雑誌もある。CRediT は、著者の貢献を示すために利用するものであり、著者となる資格を定めるものではない。　（引用：医学雑誌編集ガイドライン 2022. 14 頁-15 頁）

そのほかの記載例．研究グループの一般的な管理業務［general supervision］や一般的な事務的支援［general administrative support］、執筆支援［writing assistance］ならびに技術的内容や文章の編集［technical editing, language editing］。臨床研究者」[clinical investigators］または「参加研究者」［participating investigators］など．「学術的助言者として貢献」［served as scientific advisors］、「研究提案の批評的校閲」［critically reviewed the study proposal］、「データ収集」［collected data］、「被験者の提供およびケア」［provided and cared for study patients］、「原稿の執筆または技術的内容の編集に参加」［participated in writing or technical editing of the manuscript］など．

利益相反（COI）報告について

◆投稿査読システム内に直接、利益相反に関する問いに対して「有・無」を入力していただきます.
また「有」であれば著者名：企業名を記載してただきます.（最大 200 文字）
著者全員．投稿時点の前の年から過去 3 年間および出版受理時点までの期間を対象.
（論文内容に関係する企業・組織または団体との COI 状態の開示については本文内にも記載する.）

① 報酬額
1 つの企業・団体から年間 100 万円以上

② 株式の利益
1 つの企業から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上保有

③ 特許使用料
1 つにつき年間 100 万円以上

④ 講演料
1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上

⑤ 原稿料
1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上

⑥ 研究費・助成金などの総額
1 つの企業・団体から，医学系研究（共同研究，受託研究，治験など）に対して，申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載

⑦ 奨学（奨励）寄附金などの総額
1 つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座，分野あるいは研究室など）に対して，申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載

⑧ 企業などが提供する寄附講座
実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載

⑨ 旅費，贈答品などの受領
研究とは直接無関係な旅行，贈答品などの提供を 1 つの企業・団体から年間 5 万円以上